

令和元年6月3日開会

令和元年第1回  
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和元年第1回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案13件、条例案14件、その他1件、諮問1件の、合わせて29件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第1号から議案第6号までは、専決処分した平成30年度一般会計及び特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき、予算額の補正を行ったものであります。

議案第1号「平成30年度つがる市一般会計補正予算（第8号）」は、市税、地方譲与税、交付金、特別交付税及び各事務事業費の精査による国県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、平成30年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から3億7,997万円を減額し、歳入歳出予算の総額を236億911万9千円としたものであります。

議案第2号から議案第6号までの平成30年度各特別会計補正予算5件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

議案第7号、専決処分した「令和元年度つがる市一般会計補正予算（第1号）」は、つがる地球村温泉棟建設工事に係る基礎工法を変更したことによる追加計上であり、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第8号「令和元年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費並びに人事異動に伴う人件費の組み替え等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和元年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に8,770万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を251億2,466万6千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

民生費については、介護保険費の介護保険特別会計繰出金に3,512万6千円を追加計上いたしました。

農林水産業費については、農業振興費に担い手確保・経営強化支援事業補助金2,747万1千円を計上いたしました。

また、農業施設管理費においては、道の駅もりた施設用備品1,489万1千円を計上いたしました。

教育費については、図書館費に図書購入費100万

1千円を計上いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国県支出金、市債等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金から繰り入れすることにより、全体の補正額を調整したところであります。

以上が「令和元年度つがる市一般会計補正予算（第2号）案」の概要であります。

議案第9号から議案第13号までの令和元年度各特別会計補正予算案5件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第14号から議案第19号までの6件は専決処分した改正条例であります。

議案第14号「つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、

地方税法等の改正に伴い、ふるさと納税制度の見直し、子どもの貧困に対応するための単身児童扶養者の非課税措置対象への追加ほか所要の改正を行ったものであります。

議案第15号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の適用期限を延長したものであります。

議案第16号「つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除の適用期限を延長したものであります。

議案第17号「つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、地域経済牽引事業計画に基づく固定資産税の課税免除の適用期限を延長したものであります。

議案第18号「つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正により、法の引用条項を改めたものであります。

議案第19号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令等の改正に伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減の適用基準所得額を改正したものであります。

いずれの改正条例につきましても、平成31年4月1日に施行されることに伴い、早急に措置する必要がありました。議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第20号、議案21号及び議案第23号から議案第26号までの6条例案につきましては、本年10月から消費税率が引き上げられることに伴う各種使用料等の改定であります。

議案第 22 号「つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案」は、工業標準化法及び関係省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置免除条項を改めるほか所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案」は、低所得世帯に属する第 1 号被保険者の介護保険料の軽減を行うものであります。

議案第 28 号「筒木坂辺地及び丸山辺地に係る公共的施設の総合整備計画案」は、辺地要件を満たした地域の建設事業に、辺地債を活用するために必要な総合整備計画を策定するものであります。

最後に諮問についてご説明申し上げます。

諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、任期が満了となる人権擁護委員の小笠原かねみ金美氏並びに葛西ひろかず弘和氏を、後任の委員として再び推薦いたしたく意見を求めるため諮問するものであ

ります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。